

第8期行田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）の概要

1 計画の趣旨等（案P2～3）

この計画は、本市における高齢者の保健福祉の向上及び介護保険事業の安定的な運営を図るために、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体的に定めるものです。

本市は、少子高齢化に伴う人口減少により存続が危ぶまれる「消滅可能性都市」と指摘されているだけでなく、高齢化率は31.1%（令和2年4月1日現在）から、令和22年（2040年）には38.7%まで上昇することが予測されています。支援を必要とする高齢者が増加する一方、支え手となる現役世代は急激に減少していくことから、市、市民、事業者等が危機感を共有したうえで、高齢者が自ら介護予防に努めるとともに、市と事業者が連携し介護給付の適正化や安定的なサービス提供体制の確保を図っていかねばなりません。

そのための計画が、現在策定中の第8期行田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画です。

2 計画期間（案P5）

令和3年度から令和5年度までの3年間

3 本市の高齢者の現状及び将来推計（案P6～7）

本市の人口の現状と将来推計は、以下のとおりです。

なお、令和22年には65歳以上の人口が総人口に占める割合（高齢化率）は38.7%まで上昇するだけでなく、75歳以上の後期高齢者が総人口に占める割合も22.7%まで上昇することが見込まれています。

（人）

	R2年	R3年	R5年	R7年	R22年
総人口	80,506	79,333	77,536	76,033	64,378
65歳以上の人口	25,035	25,130	25,309	25,617	24,922
高齢化率（%）	(31.1%)	(31.7%)	(32.6%)	(33.7%)	(38.7%)
前期高齢者	13,248	12,789	12,030	11,318	10,331
構成比（%）	(16.4%)	(16.1%)	(15.5%)	(14.9%)	(16.0%)
後期高齢者	11,795	12,341	13,279	14,299	14,591
構成比（%）	(14.7%)	(15.6%)	(17.1%)	(18.8%)	(22.7%)
40～64歳人口	27,526	27,033	26,429	25,895	19,185
構成比（%）	(34.2%)	(34.1%)	(34.1%)	(34.1%)	(29.8%)

4 基本理念（案P 18）

『いきいきと暮らし共に支え合うまちをつくる』

5 基本目標（案P 19）

- (1) 生きがいつくりと活躍の場の充実
- (2) 高齢者の健康づくりと在宅生活に係る支援
- (3) 安心して暮らせる高齢者福祉の充実（介護保険事業計画）

6 高齢者保健福祉計画における主な事業

(1) いきいきサロン事業の充実（案P 26）

ひとり暮らしなどで自宅に閉じこもりがちな高齢者が気軽に集える場として設置されている「いきいきサロン」の充実を図り、高齢者の「通いの場」として介護予防のための活動につなげていきます。

(2) いきいき・元気サポート制度の充実（案P 29）

日常生活におけるちょっとした困りごとを地域住民の支え合いにより解決するための制度であり、有償ボランティアである「いきいき・元気サポーター」が掃除、ゴミ出し、買い物などの支援を行うものです。

今後、ボランティアポイント制度の導入を検討する他、現状の活動内容の見直しやサポーターが活動しやすい環境を整え、制度の充実を図っていきます。

(3) 各種検診の受診促進等（案P 34～38）

がん検診、高齢者肺炎球菌予防接種、高齢者インフルエンザ予防接種、特定健康診査、もの忘れ検診等の推進を図り、高齢者の健康の保持増進に努めます。

(4) ひとり暮らし高齢者等の実数調査（案P 41）

民生委員の全面的な協力のもと、毎年、在宅高齢者に関する実態調査を行っています。支援を必要とする高齢者の見守り活動や、緊急時における必要機関等への連絡、熱中症予防対策など、各種施策の基礎資料とするため、引き続き調査を実施していくとともに、収集した情報の有効活用に努めます。

(5) 緊急通報装置の給付（案P 46）

在宅のひとり暮らし高齢者等の日常生活上の不安の軽減、生活の安全確保を図るため、ボタンを押すだけで緊急通報センターにつながる機器を設置する事業です。今後は、他の安否確認事業と一体的に提供できるサービスの検討を行うとともに、対象要件や自己負担などについても検討を行い、持続可能な制度としていくよう努めます。

7 介護保険事業における主な事業

(1) 保険給付に係る各種サービスの推進（案P54～73）

介護保険制度における保険給付（サービス）には、要介護認定者を対象とした「介護給付」と、要支援者を対象とした「予防給付」の2種類があります。

介護給付の対象となるサービスには居宅サービスや地域密着型サービス、施設サービスなどがあり、予防給付の対象となるサービスには介護予防サービスや地域密着型介護予防サービス、特定介護予防サービスなどがありますが、保険給付に係る各種サービスの概要及び第8期計画期間における各種サービスの見込量を示すものです。

第8期計画期間においては、認知症高齢者を支えるためのサービスを充実させるため、市内に認知症対応型通所介護事業所1施設の整備を計画しており、令和5年度からのサービス提供を見込んでいます。

また、介護老人福祉施設サービス（特別養護老人ホーム）は、現在の入居待機者数の状況などを総合的に勘案し、新設増設は計画しません。

(2) 介護予防の推進（案P85～95）

① 介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）

要介護認定者に対するサービスとは異なり、要支援認定者や事業対象者といった比較的軽度の方を対象とする介護予防サービスです。介護予防通所介護相当サービスや介護予防訪問介護相当サービスの他、人員や設備の基準を緩和した通所型サービスAやリハビリテーションの専門職等が短期集中的に関与することで、要支援認定者等の状態改善を図る通所型及び訪問型サービスCなどを実施していきます。

② 介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業）

65歳以上の全ての方を対象とした介護予防事業であり、運動・栄養・口腔・認知機能の低下を防ぐための出前講座である楽しく長生き講座、地域における通いの場にてリハビリテーションの専門職の指導のもと、おもりを使った介護予防体操（100歳体操）を行うことで運動機能の維持向上を図る地域介護予防活動支援事業などを実施していきます。

(3) 地域包括ケアシステムの充実（案P96～128）

① 地域包括支援センターの運営

介護、健康、家族のことなど高齢者が抱える生活課題についての相談受付や支援を行う地域包括支援センターを市内に5か所設置しています。地域包括支援センターは高齢者の総合相談対応だけでなく、成年後見制度の活用促進や虐

待対応などの権利擁護業務、地域におけるケアマネジャーの支援などを行う包括的・継続的ケアマネジメント業務を行っていきます。

さらに、地域の民生委員・児童委員や地域包括支援センター相談協力員、社会福祉協議会等と連携し、支援を必要とする高齢者の情報共有を行う地域支援ネットワーク会議を開催していきます。

② 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らせるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために医療機関と介護事業所等の関係者の協働を推進する事業です。

医師、歯科医師、薬剤師をはじめ、様々な医療・介護関係者の協力をいただきながら、地域の関係機関の連携体制の整備を図り、在宅医療と介護の一体的な提供体制の構築に向け、連携における課題の解決のための協議や事業を展開していきます。

また、市医師会に委託して設置している在宅医療・介護連携支援センターにおいては、専門職のコーディネーターを配置し、高齢者本人、家族、介護事業所職員等からの在宅における療養生活や医療、介護の連携に関する相談、退院の際の医療・介護関係者の連携調整等を行っていきます。

③ 認知症総合支援事業

認知症の方への支援施策を中心的に企画し、調整する専門員である認知症地域支援推進員を市高齢者福祉課及び地域包括支援センターに配置します。認知症地域支援推進員は常に連携し、本市の認知症施策全体の推進を検討し、中心的に企画提案を行っていきます。

また、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症の方やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を設置し、早期診断・早期対応に向けた支援を実施していきます。

④ 生活支援サービスの体制整備

ひとり暮らし高齢者など支援を必要とする高齢者が増加する中、そのような高齢者に対しボランティア、NPO、民間企業等の多様な主体による生活支援サービスの提供が求められていることから、生活支援コーディネーターや協議体を設置します。

生活支援コーディネーターは、生活支援サービスを効果的に提供するために、既存のボランティア、NPO等を把握するだけでなく、新たな担い手の育成や

生活支援ニーズの掘り起こしにより、生活支援ニーズと担い手とのマッチングを行っていきます。

8 介護保険事業の推進に向けた取組

(1) 介護人材の確保（案P 1 3 0）

介護人材の不足が続く中、安定的なサービス提供体制を確保するため、市と介護事業者が連携し、介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的な事業、潜在介護福祉士の復職に向けたPR、介護の仕事の魅力等のPRなどを実施していきます。

(2) 感染症対策（案P 1 3 3）

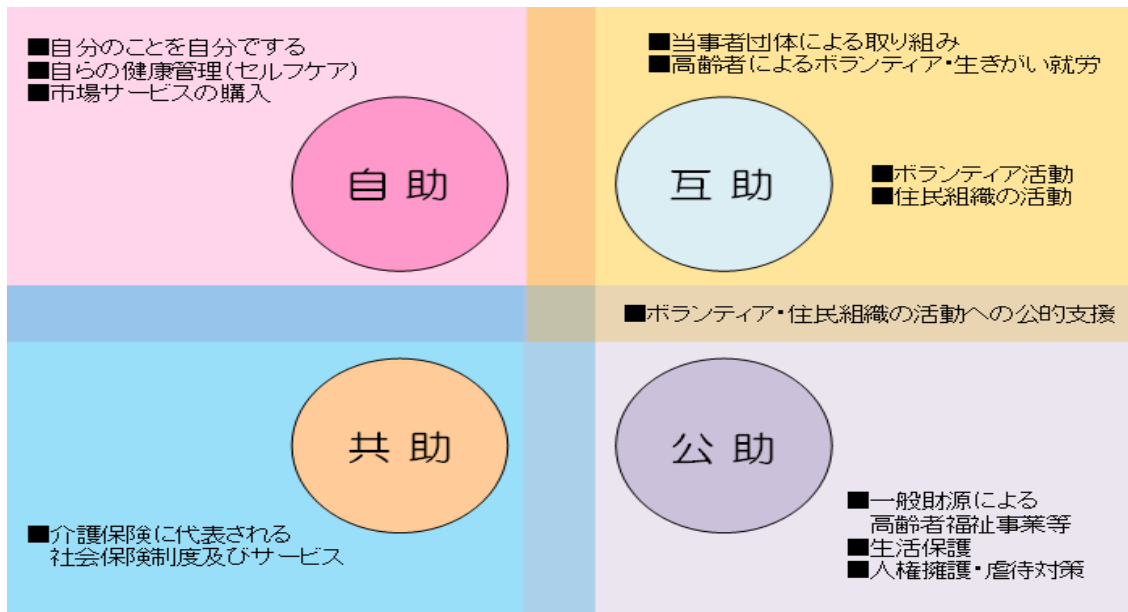
新型コロナウイルス対応状況チェックリストを作成し、介護サービス事業所等に対し活用を促すだけでなく、事業所のチェックリスト活用状況を市ホームページで公表し、市民が安心してサービスを受けられるように取り組んでいます。

また、マスクや消毒液等をはじめとする必要な物資の提供及び備蓄についても計画的に取り組んでいく他、ICT（情報通信技術）を活用した会議の実施等による業務のオンライン化についても推進していきます。

(3) 保険給付等の実績（案P 1 3 7～1 4 3）

高齢化の進展に伴い、介護給付費などの増加が続いており、今後についても増加が見込まれています。

「自助・互助・共助・公助」から見た地域包括ケアシステム



〔市民の皆様へ〕

高齢者が増え続ける中、支え手となる現役世代は急激に減少していくことが予測されています。このような状況乗り越えていくためには、自助、互助、共助、公助のバランスを図り、地域社会全体で高齢者を支えていかなければなりません。

また、高齢化の進展に伴い、介護給付費の増加が続いていくことが見込まれていますが、介護給付費の23%は65歳以上の高齢者の皆様から頂く介護保険料で賄わなければなりません。すなわち、介護給付費の上昇は介護保険料の上昇に直結することになりますが、介護保険制度を安定的に運営していくためには、介護保険料の上昇を抑制する必要があります。そのためには、市民が自ら健康づくりや介護予防に努めるとともに、たとえ要介護状態となった場合であっても、必要な介護サービスを適正に利用することにより心身の状態の維持改善につなげていかなければなりません。

現在策定中の第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、高齢者がいつまでも安心して暮らしていくためにとても重要な計画です。計画素案をご覧いただき、ご意見をお寄せいただければ幸いです。